

令和6年6月14日

静岡県熱海市「宿泊税」の新設

静岡県熱海市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される熱海市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	静岡県熱海市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
税収の用途	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てる
課税標準	市内の宿泊施設への宿泊数
納税義務者	市内の宿泊施設への宿泊者
税率	1人1泊につき、200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約6億円
非課税事項	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行その他の学校行事に参加する者 ・公益上その他の事由により規則で定める者
徴税費用見込額	（平年度）29,509千円
課税を行う期間	条例施行後5年間

- ・令和6年3月14日 熱海市議会にて条例案可決
- ・令和6年3月14日 総務大臣協議
- ・令和6年6月14日 総務大臣同意
- ・令和7年4月1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：間宮企画官、佐久間係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。